

令和5年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	209,000 千円
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,333,077 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他		
社会福祉	社会福祉総務費	93,568	4,606	1,500		13,359	74,103	
	障害者福祉費	610,652	436,697	1,500		26,340	146,115	
	福祉医療給付費	151,482	66,013		4,000	12,443	69,026	
	老人福祉費	106,583	50	1,500	17,826	13,320	73,887	
	児童福祉総務費	220,173	132,607		6,094	12,444	69,028	
	児童措置費	126,650	107,089			2,988	16,573	
	児童館費	664			336	51	277	
社会保険	保育園費	50,171			66	7,653	42,452	
	国民健康保険費	160,517	78,794			12,482	69,241	
	介護保険費	434,131	31,465			61,502	341,164	
保健衛生	後期高齢者医療費	353,648	62,454			44,476	246,718	
	予防費	891	178			109	604	
	子育て世代包括支援費	23,947	11,785		162	1,833	10,167	
合計		2,333,077	931,738	4,500	28,484	209,000	1,159,355	

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。